## 脱原子力政策大綱 第2版(2014/6/15発行)への修正の明細

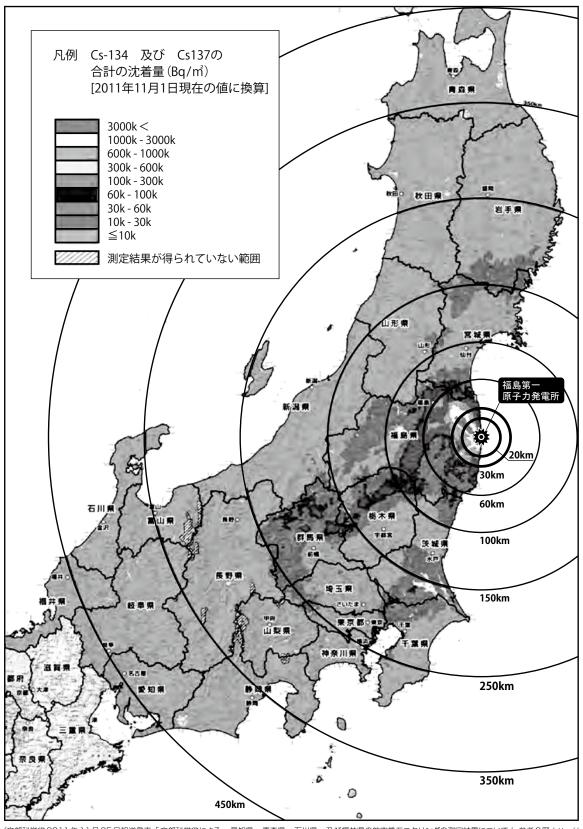
脱原子力政策大綱の全体的な主旨などに変更はありませんが、増刷にあたり、以下の通り、追加校正や、表現の改善などの修正を加えた上で、第2版として発行することにしました。

項目 番号	政策大綱(初版)の 該当箇所	初版	第2版	修正理由など	
1	p.9 新たに設置する組織の表	〈脱原子力委員会〉 図5.2	この行を削除	脱原子力委員会は記述からも削除したため	
2	p.25 図1.1		凡例の目盛りを修正、図も鮮明なものに差し替え		
3	p.26、表1.1		⑤の「原子力安全・保安院」の肩ツキの「a)」を削除		
4	p.31 第2段落の2-3行目	うち9割が…で占められている(図1.4)。図1.5をみると、	うち9割が…で占められている。図1.4は、 <u>そのうち原発事故との関連が明らかであると認められる例(原発関連死)について自治体別の分布を示している。</u> 次頁の図1.5をみると、	図1.4と図1.5の違いについて説明	
5	p.31 第2段落の6-7行目	岩手・宮城両県では年々減少しているのに対し、	岩手・宮城両県では減少しているのに対し、	宮城県では、2012年から2013年にかけて微増しているため	
6	p.34 最終行	ストレスと不安を増幅させる結果を	ストレスと不安が増幅される結果を		
7	p.39 図1.9のタイトル	図1.9 『人間の復興』に向けた…	図1.9「人間の復興」に向けた…		
8	p.40 注35	全国から14,586名の告訴人が	全国から <u>14,716</u> 人の告訴人が	追加参加者の人数を加えたもの	
9	p.43 主旨の3番	あらゆる被害やリスクを想定して開かれた審査…	→ あらゆる被害やリスクを想定して、開かれた審査…	読点を追加	
10	p.43 主旨の5番	できるだけ公開できるような形で収集・分析・保管・公開すべきであり、	できるだけ <u>公開</u> できるような形で収集・分析・保管すべきであり、	公開が重複していたので2回目を削除	
11	p.46 3行目	人々の英知を終結し、	人々の英知を <u>結集</u> し、		
12	p.47 主旨の5番の末尾	改善を図る(1-6節も参照)。	改善を図る( <u>1-5</u> 節も参照)。	参照箇所の訂正	
13	p.47 主旨の7番	国の責任で設置すること。このセンターの…	国の責任で設置 <u>する。</u> このセンターの…		
14	p.51、1-4-3の本文6行目	公の議論をつくすためのものではない。	公の議論を <u>くみあげよう</u> というものではない。	発表後の反応をふまえて表現を修正	
15	p.53	実効線量等についてのコラム	別紙の通り、差し替え	表現の正確を期すために差し替え	
16	p.57 主旨の2番	一貫性持たせるべき	一貫性を持たせるべき		
17	p.58 表1.2 問題点の3	避難区域の指定に当たって住民たちの意見がきかれることはなかった。	避難区域の指定に当たって住民たちの意見が <u>聞かれる</u> ことはなかった。	これに続く部分との関係で表記をそろえた	
18	p.61 表1.3のタイトル	再編後の区域区分	<u>避難区域</u> の区分(2012年再編後)		
19	p.67、8行目	いわゆる「森林除染」については、その限界を考慮し、住宅地周辺の森林を対象として住環境の空間線量を下げる目的以外では、チェルノブイリの経験をふまえ、計画を凍結して根本的に見直すべきである。		語順の入れ換え	
20	p.69 1-6-4の第2段落	原発構内の作業員と異なり	原発構内 <u>(オンサイト)</u> の作業員と異なり	その後に出てくるオフサイトとの関係をわかりやすくした	
21	p.84 下から9行目 2-1-3	1号機の水素爆発については、・・・4階でおきたのか(国会事故調での推定)・・・	1号機の水素爆発については、・・・4階でおきたのか(国会事故調での <u>検証の</u> 過程での推定)・・・	1号機水素爆発がどこで起きたのかは、事故調 の最終報告で断定されたことではないので	
22	p.94 2-6 の主旨		1. 2-3 節で提案した国家規模の〈福島第一原発処理公社〉(以下〈公社〉と略記)に原発作業員募集採用部門を設置し、・・・〈公社〉が派遣先での労働条件を監視し、労働契約の履行を管理する。 2. 〈公社〉のもとに作業員教育研修センターを設置し・・・ 6. 退職後、・・・診断項目などは <u>〈公社〉の</u> 募集採用部門が決定し、責任を持っ。	〈公社〉の〈 〉書きの形式で統一する。 6. の部分は、意味を明確にするために、〈公社〉 の、を追記する。	
23	p.106 3-2-2 下から6行目	今後の間における10年程度	今後10年程度		
24	p.140 4-2の主旨 3. (4)	(4)その結果、・・・「特定安全設備」について5年の猶予を認めた。これら規制基準と一体的に考えるべき地域防災計画が切り離されている。	(4)その結果、・・・「特定安全設備」について5年の猶予を認めた。 (5)これら規制基準と一体的に考えるべき地域防災計画が切り離されてい る。	(5)を、別項目としておくべきだった。	
25	p151 4-4-2(3)の末尾に追加		また、活断層が見つかっていないところでも大地震は起きている。未知の活 断層による揺れの想定に対しては、新基準でもなお解決はできていない。	既知の活断層の評価と基準地震動に対する記述のみなので、未知の活断層(震源を特定できない)についても、一言補足する	
26	p151、注35)	・・・・の議事録参照。	・・・・の議事録、 <u>および、「柏崎刈羽・科学者の会」リーフレットNo.5, pp9-19</u> 参照。	分かりやすい文献を追加	

## 脱原子力政策大綱 第2版(2014/6/15発行)への修正の明細

脱原子力政策大綱の全体的な主旨などに変更はありませんが、増刷にあたり、以下の通り、追加校正や、表現の改善などの修正を加えた上で、第2版として発行することにしました。

項目 番号	政策大綱(初版)の 該当箇所	初版	第2版	修正理由など
27	p152 下から13行目		・・・新規制基準では、残余のリスクの概念も記述も立地審査指針も全て <u>抹消され、</u> 過酷事故は「(地震でも)起こり得る」ことから「(誘因を問わず)起こったら対処」することに変更されてしまった。さらに、住民には断りもなく、再稼働のために、被ばくを前提とする避難計画の作成や避難所の放射線防護工事、被ばく対応病院の指定などが進められている。そこでも大地震・大津波との複合災害は想定されていない。 <u>想定すれば、避難計画などできないはずだ。</u>	立地指針削除が住民無視のエスカレートであることと、新基準が地震複合災害を無視・軽視していることを強調
28	p158、説明4行目	2014年3月1日現在、PWR6原発12基、BWR4原発6基である。	2014年3月現在、PWR6原発12基、BWR4原発 <u>5基</u> である <u>(→P.138 注7))</u> 。	日付はp138の注7)の記述に合わせ、BWR基数のご記載を訂正し、また、詳しい説明のある注7)をここでも引用した
29	169ページ・4-9主旨3行目	適合審査	適合 <u>性</u> 審査	
30	172ページ・コラム14行目	検査のため	検査・ <u>補修</u> のため	
31	p.179 冒頭1行目	本委員会は、国民合意のもとに、・・・	原子力市民委員会は、国民合意のもとに、・・・	正式名称を記す
32	p.181 図5.1	改正「原子損害賠償法」	改正「原子 <u>力</u> 損害賠償法」	修正もれ
33	p.182 9行目 5-1-3 (2)	検証委員会(〈脱原子力検証委員会〉、〈エネルギー転換検証委員会〉をそれぞれ 置き、・・・	検証委員会(〈脱原子力検証委員会〉、〈エネルギー転換検証委員会〉)をそれぞれ置き、・・・	閉じカッコが漏れていたもの。
34	p.183の図 5.2		脱原子力委員会を削除 脱原子力長とその下の組織の関係を明確化	
35	p.183 1行目	再工ネ普及、	再生可能エネルギー普及、	略記しない
36	p.184 3行目	本委員会は、原発ゼロを選択した・・・	原子力市民委員会は、原発ゼロを選択した・・・	正式名称を記す
37	p.190 図5.4	福島原発事故賠償·復興 <u>機構</u>	福島原発事故賠償·復興 <u>機関</u>	修正もれ
38	p.191 13行目から	「国が前面にたつ」という名目で、事故処理に対して国費が投入されつつある。これも国民への使用負担の押しつけである。要する資金額は、除染に2.5兆円、中間貯蔵施設に1.1兆円、計3.6兆円に及ぶとされる。これは汚染者負担原則からの逸脱でもある。	「国が前面にたつ」という名目で、事故処理に対して国費が投入されつつある。これも国民への使用負担の押しつけである。 <u>すでに、中間貯蔵施設関連の1.1兆円は国費によってまかなわれることが決まった。</u> これは汚染者負担原則からの逸脱でもある。	
39	p.191ページ、8行目終わり付近~ 11行目まで	また、経営が安定した後に東京電力は特別負担金を支払わなくてはならず、特別 負担金の原資は電気料金ではないとされているものの、事故後、3 年を経過して も支払われていない。東京電力によって特別負担金が支払われるかどうかは不透 明である。	また、東京電力は特別負担金を支払わなくてはならず、特別負担金の原資は 電気料金ではないとされている。2013年度に初めて特別負担金が支払われ ることになったものの、その額は271億円にとどまっている。	政策大綱の作成が大詰めの3月28日に支援機構からの発表があり、2013年度の支払いとして271億円の特別負担金が決められたので
40	p.193 12行目 5-3-2(3) 4)の後 に追加		5) 福島第一原発以外の原発は、国有化と共に廃止し、〈JNDA〉の管理下に置く。	福島第一以外の原発の処理については本文中に書かれていなかったが、図5.4の破綻処理(案)では、国有化し廃止してJNDAへとなっているので、本文の記述を追加する。
41	p.193、5-3-3の1行目	原賠法の下であっても、	原賠法 <u>は、</u>	
42	p.195,5-4-2の18行目	原子力発電会社間	原子力 <u>事業者</u> 間	
43	p.199, 5-5-5の9行目	一定の期限を切り	期限を切り	
44	p.201, 11行目	<u>エネルギー需給両面での</u> エネルギー転換の政策	エネルギー転換政策	
45	p.225頁19行目 おわりに	以下のような <u>の</u> ものがある	以下のようなものがある	
46	p225 26行目	被ばく最少化の方策検討と提言	被ばく最小化の方策検討と提言	
47	p230 1.目的	・原発社会の構築のために必要な	・脱原発社会の構築のために必要な	



(文部科学省2011年11月25日報道発表「文部科学省による、愛知県、青森県、石川県、及び福井県の航空機モニタリングの測定結果について」 参考2図 http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/contents/5000/4900/24/1910\_1125\_2.pdfをもとに作成) 都県別の詳細なカラー図版は原子力規制委員会のサイトで公開されている。http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/list/258/list-1.html

#### 図1.1 福島第一原発事故によるセシウム汚染の分布

セシウム 134 およびセシウム 137 の合計の沈着量(単位 Bq/m²)。2011 年 4 月から 10 月にかけて実施された 22 都県での文部科学省・航空機モニタリングによる。

### コラム 個人線量計測定値は、なぜ空間線量計測定値より低いのか

モニタリングポストで測定されているのは、毎時あたりの空気吸収線量Gy(グレイ)であり、1.0 mSv/h = 1 mGy/h として換算された実効線量を空間線量率として表示している。 これに対して福島原発事故以後に福島県内に2700台設置された「リアルタイム線量測定システム」は、サーベイメーターと同様に、1 cm線量当量率を実効線量とみなして表示するように校正(較正)されていて、例えば660 kev(Cs-137 由来のガンマ線)に対しては1.2 mSv/h = 1 mGy/h として換算された空間線量率を表示している。

可搬型システムが固定型に置き換えられて以後、表示値が下がったとか、線量の低い場所へとシステムを移動させたために表示値が下った、などの事件が起きている。モニタリングポストやリアルタイム線量測定システムが周辺よりも低い数値を表示しているという指摘が山ほどあるが、これはポスト設置時に盛土したり、設置後に周辺だけ除染したりするというずるい工作があったことが主な原因である。さらに、自己遮蔽が起きるような装置内部の不具合(あるいは悪意の工作)が原因で低い値を表示していたという事件もあった。

空間線量計や個人線量計(積算線量計)で表示されているのは、1 cm線量当量であり、それを実効線量と見なしている。個人線量計には、蛍光ガラス線量計(いわゆるガラスバッジ)、熱ルミネッセンス線量計(TLD計)、OSL線量計(光刺激線量計)、フィルムバッジ、半導体線量計(千代田テクノル製Dシャトルなど)などがあるが、いずれもJIS(日本工業規格)に基づいて1 cm線量当量で校正された値が「実効線量」として表示されている。

個人線量計による表示値が、空間線量計から得られた実効線量(1 cm線量当量)より低くなる原因の第1は、個人線量計を胸や下腹部に装着した場合、体で遮蔽されているために背中側から照射されたガンマ線が減衰するためである。水の半価層(線量率が2分の1になる厚さ)が、Cs-137のガンマ線に対して8.2 cm、Cs-134に対して8.5 cmであり、個人線量計の表示値が空間線量計から得られる値の70%程度とする複数の報告と符合する。

第2は、個人線量計を一般の人が、まして子供が24時間装着することの難しさに起因している。東京新聞(2013年12月23日)の報道にもあった通り、伊達市が実施した個人線量計装着調査では、多くの被験者が線量計を外出時に装着せず、家の中に放置されていたのである。

第3は、空間線量率  $0.23~\mu$  Sv/時( $=\mu$  Sv/h)が 1~m Sv/年に相当するという以下の計算式である。 国内の自然被ばく線量の平均とされる  $0.04~\mu$  Sv/時を引いた  $0.19~\mu$  Sv/時をもとにして、年間の被ばく線量を計算している。

年間被ばく線量 1 mSv/年  $\Rightarrow$  (空間線量率 0.19  $\mu$  Sv/時× 8 (時間) + 空間線量率 0.19  $\mu$  Sv/時 × 0.4 × 16 (時間)) × 365 (日) = 998.64  $\mu$  Sv/年

屋外8時間、室内16時間という想定や、屋内での低減効果係数0.4はあいまいなものである。 屋外での空間線量率も、場所によって変動する。この計算式によって得られた被ばく線量が、 個人線量計測定値よりも平均的に大きいとすれば(既述の第1、第2要因の寄与を差し引いた 後でも)、この計算式が安全サイドで(すなわち被ばく量に対する警戒を強める側に)設定され ていたことになる。個人による行動の違い、24時間装着が現実に難しいことなど、様々な変動 要因があるので、あらゆる仮定計算は安全サイドで設定するのが放射線防護の基本である。つ まり、個人線量計の導入は、推計値を安全サイドに見積もるやり方を放棄するものなのである。 そもそも、個人線量計では測定されない内部被ばく線量を無視して、追加被ばく線量とするの は間違っている。放射線感受性の個体差も考慮されるべきである。

(大沼淳一)

## 原発ゼロ社会への道 —— 市民がつくる脱原子力政策大綱 用語索引

この索引では、それぞれの用語について、主な掲載ページのみを記載している。 \*印は、脚注に説明があるページを示した。原子力市民委員会として新たに設置・ 策定を提案している組織・法令等については、9ページの一覧表を参照されたい。

【あ】	機微核技術 7, 13, 122, 123
	緊急時防護措置を準備する区域 → UPZ
圧力バウンダリ ・・・・・・・・・ 84*	クリアランス · · · · · · 120, 121
安心	原子放射線の影響に関する国連科学委員会
安全	(UNSCEAR)50*, 52
作業員の安全 ・・・・・・・・・ 33, 38	原子力安全協定
食の安全	原子力公益通報 169, 171-174
コメの安全宣言 ・・・・・・・・ 43-44	「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」
安全安心	(加速化指針) · · · · · · 63*
安全神話	原子力災害対策指針 … 164-166
安全性 (safety) · · · · · · · 148*	原子力損害賠償紛争審査会 ・・・・・・ 76,77
安全宣言	原子力損害賠償法 · · · · · · 189*
安全なエネルギー供給に関する倫理委員会	原子力発電環境整備機構(NUMO)
(ドイツ) ・・・・・・・・ 15	····· 113*, 119, 120
安全文化	原子力複合体
エネルギー転換 ・・・・・・・ 5, 200-206	原子カムラ ・・・・・・・・ 13*, 212
欧州加圧水型原子炉 → EPR	原子炉等規制法
	原子炉立地審査指針 ・・・・・ 143-146, 143*
[か]	原子炉冷却材(水)喪失事故(LOCA)
	······153*, 154
核種分離変換技術(群分離・消滅処理技術)	原発事故関連死 · · · · · · 31, 32
103, 105	原発事故子ども・被災者支援法
群分離・核変換技術(オメガ計画)	····· 47*, 54*, 57*, 59*
104*, 105, 108	原発震災 5, 23, 147*
核セキュリティ ・・・・・・・ 124-126	原発ゼロ社会・・・・ 5, 177-181, 177*, 200-204
	MODE: 122 0, 111 101, 111 , 200 201
核燃料サイクル 100*	原発の事故の状況に応じた判断基準 → EAL
核燃料サイクル ····· 100* 核不拡散 ···· 108*, 122* 123	原発の事故の状況に応じた判断基準 → EAL
	原発の事故の状況に応じた判断基準 → EAL (福島県)県民健康管理調査 ···· 54, 56
核不拡散 ・・・・・・・・ 108*, 122* 123 確率論的リスク評価 (PRA) ・・・・・ 139, 159 過酷事故 ・・・・・・ 5, 138*, 139, 142, 159	原発の事故の状況に応じた判断基準 → EAL (福島県)県民健康管理調査 ···· 54, 56 コアキャッチャー ···· 160, 163, 170 コア・コンクリート反応 ··· 158*
核不拡散 ・・・・・・・・ 108*, 122* 123 確率論的リスク評価 (PRA) ・・・・・ 139, 159	原発の事故の状況に応じた判断基準 → EAL (福島県)県民健康管理調査 ···· 54, 56 コアキャッチャー ···· 160, 163, 170 コア・コンクリート反応 ··· 158* 高濃縮ウラン ··· 108*, 124, 125
核不拡散 ・・・・・・・・ 108*, 122* 123 確率論的リスク評価 (PRA) ・・・・・ 139, 159 過酷事故 ・・・・・・ 5, 138*, 139, 142, 159	原発の事故の状況に応じた判断基準 → EAL (福島県)県民健康管理調査 ···· 54, 56 コアキャッチャー ···· 160, 163, 170 コア・コンクリート反応 ··· 158*
核不拡散 ・・・・・・ 108*, 122* 123 確率論的リスク評価 (PRA) ・・・・・ 139, 159 過酷事故 ・・・・・・ 5, 138*, 139, 142, 159 仮想事故 ・・・・・・ 144-146	原発の事故の状況に応じた判断基準 → EAL (福島県)県民健康管理調査 · · · · 54, 56 コアキャッチャー · · · · · 160, 163, 170 コア・コンクリート反応 · · · · · · 158* 高濃縮ウラン · · · · · 108*, 124, 125 公論 · · · · · · 5, 219-227 国際原子力事象評価尺度 (INES)
核不拡散 ・・・・・ 108*, 122* 123 確率論的リスク評価 (PRA) ・・・・・ 139, 159 過酷事故 ・・・・・・ 5, 138*, 139, 142, 159 仮想事故 ・・・・・・ 144-146 活断層 ・・・・・・ 147-149, 148*	原発の事故の状況に応じた判断基準 → EAL (福島県)県民健康管理調査 ···· 54, 56 コアキャッチャー ···· 160, 163, 170 コア・コンクリート反応 ··· 158* 高濃縮ウラン ··· 108*, 124, 125 公論 ··· 5, 219-227
核不拡散 ・・・・・ 108*, 122* 123 確率論的リスク評価 (PRA) ・・・・・ 139, 159 過酷事故 ・・・・・・ 5, 138*, 139, 142, 159 仮想事故 ・・・・・・ 144-146 活断層 ・・・・・・ 147-149, 148* 乾式貯蔵 ・・・・・ 115	原発の事故の状況に応じた判断基準 → EAL (福島県)県民健康管理調査 · · · · 54, 56 コアキャッチャー · · · · · 160, 163, 170 コア・コンクリート反応 · · · · · · 158* 高濃縮ウラン · · · · · 108*, 124, 125 公論 · · · · · · 5, 219-227 国際原子力事象評価尺度 (INES)

再処理 110-118, 120-122	日米原子力協定 122*, 123
裁判外紛争解決手続き (ADR)	人間の復興 ・・・・・・・ 5, 21-22, 38-42
46*, 76-78	
残余のリスク ・・・・・・・・ 82*, 151, 152	[(t]
閾(しきい)値なし直線モデル ・・・・・・ 50*	
自主避難	廃炉
実効線量	廃止措置
重大事故	後始末 79
受益/受苦 103*, 215-217	バックエンド · · · · · · 100*
受動的安全(Passive Safety)装置 · · · · 156*	バックフィット ・・・・・・ 138*, 145, 176
将来世代 … 18, 99, 120	場の線量から人の線量へ 51
まだ生まれていない諸世代 ・・・・・ 34	非常用炉心冷却系 $ ightarrow$ $ ext{ECCS}$
世代間の不公平 ・・・・・・ 17	被ばく労働 ・・・・・ 33, 34, 48, 94-97, 97*
除染(線量緩和 remediation) · · · · · 66	被ばくを避ける権利 ・・・・・・ 5, 48, 49
新安全基準 · · · · · · 138	避難指示区域 48*, 61*, 62
新規制基準 ・・・・ 135, 138-147, 138*, 150-163	福島原発告訴団 ・・・・・・・・ 40*
深層防護	不測事態シナリオ ・・・・・・ 24*, 137, 138*
ストレステスト 140, 141, 171	ベント
設計基準事故	格納容器ベント ・・・・・ 24*, 154*, 156*
線量に応じた判断基準 → OIL	フィルタベント ・・・・・・ 154*, 156
	ベントフィルタ ・・・・・・ 142*
<b>【</b> <i>†</i> ≥】	ボアホール処分 ・・・・・・ 117
	包括同意方式
耐震設計審査指針 82*, 148*	放射性廃棄物
多核種除去設備(ALPS) · · · · · · 84, 92	高レベル放射性廃棄物
多重防護	101-103, 116-120
地域防災計画 … 164-166	高レベル放射性廃棄物ガラス固化体
地層処分	101*, 116-119
中長期ロードマップ(廃炉ロードマップ)	中レベル放射性廃棄物 · · · · · 114
80*, 93	低レベル放射性廃棄物
津波審査ガイド ・・・・・・・ 149	······ 113-116, 113*, 120, 121
デブリ (溶融デブリ) ・・・・・・・ 91-93, 154*	放射線管理手帳
電源三法交付金 181, 182, 212	
電力システム改革 ・・・・・・・ 202-205	【ま】
等価線量	
特定安全施設	マイナーアクチニド ・・・・ 104*, 107, 108
特定避難勧奨地点 ・・・・・・・ 28*	メルトダウン(炉心溶融) ・・・・・ 33*
特定秘密保護法 125*, 174, 222	モーメントマグニチュード ・・・・・・ 149*
トリチウム ・・・・・・・・ 83 88 92 129	‡.ፈ.ľ ነል · · · · · · · · · · · · · · · · 104-108

[や]
余剰プルトニウム ・・・・・・ 101, 102
[6]
利益相反 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
【アルファベット】
ADR: Alternative Dispute Resolution  → 裁判外紛争解決手続き  ALPS → 多核種除去設備  EAL: Emergency Action Level  原発の事故の状況に応じた判断基準
ECCS : Emergency Core Cooling System
非常用炉心冷却系 · · · · 82*, 84, 153
EPR : European PWR
欧州加圧水型原子炉 · · · · 160, 162, 163
FIT: Feed-in Tariff
→ 固定価格買取制度
INES: International Nuclear Event Scale
→ 国際原子力事象評価尺度
LNT: Linear Non-Threshold
→ しきい値なし直線モデル
LOCA: Loss of Coolant Accident  → 原子炉冷却材(水)喪失事故
→ 原子炉/カゴ内 (水) 長大事成 MOX 燃料 ······ 102, 105*, 117, 118
NUMO → 原子力発電環境整備機構
OIL: Operational Intervention Level
線量に応じた判断基準 ・・・・ 166, 167
PPA: Plume Protection Planning Area
プルーム通過時の被ばくを避けるための
防護措置を実施する地域 ・・・・・・ 169
PRA: Probabilistic Risk Assessment
→ 確率論的リスク評価

SPEEDI166\*, 167SR 弁 (逃し安全弁)155, 156UNSCEAR原子放射線の影響に関する国連科学委員会50\*, 52UPZ: Urgent Protective action planning Zone緊急時防護措置を準備する区域164-168

# 原発ゼロ社会への道 —— 市民がつくる脱原子力政策大綱 図表一覧

	図表タイトル	掲載 ページ
第 1 章	図1.1 福島第一原発事故によるセシウム汚染の分布表1.1 福島第一原発からの放射能大気放出量の推計図1.2 福島県からの避難者の全国分布図1.3 福島市飯坂町の仮設住宅図1.4 原発関連死の自治体別人数(福島県)図1.5 3県の震災関連死者数と直接死者数の比較図1.6 3県の震災関連自殺者数の推移図1.7 五層の生活環境の存在と通常の生活システム図1.8 五層の生活環境の破壊による生活システム図1.8 五層の生活環境の破壊による生活システムの解体図1.9 「人間の復興」に向けた課題と対応表1.2 現行の避難政策の問題点図1.10 自主的避難等対象区域表1.3 避難区域の区分(2012年再編後)図1.11 避難区域の再編図1.12 除染で出た放射性廃棄物(川内村と田村市都路地区の仮置き場)	25 26 27 27 31 32 32 36 36 39 58 59 61 62 70
第2章	表2.1 福島原発事故の推移 図2.1 汚染水対策の流れ 図2.2 PDCAサイクル(IS09001)のモデル図 図2.3 プログラムマネジメントの概念	81 88 89 90
第3章	図3.1 核燃料サイクル図 表3.1 原子力施設からの放射性廃棄物の現状 図3.2 放射性廃棄物の濃度区分及び処分方法	102 111 112
第4章	図4.1 実用炉の設置(変更)許可申請から運転までの主な規制枠組み表4.1 原子炉立地審査指針の基本的考え方と達成条件図4.2 プレート間地震に起因する津波波源の対象領域図4.3 設計基準事故と過酷事故の関係図4.4 原発にはどのような過酷事故があるか表4.2 日本での過酷事故に関する規制と関連調査検討の歩み表4.3 安全設備に関するEPRと新規制基準の相違点図4.5 福島原発事故による放射能汚染の広がり表4.4 困難を極める避難の実例	142 144 149 154 157 161 163 165
第5章	図5.1 原発ゼロ社会を実現する法制度 図5.2 原発ゼロ社会を実現する組織の関連図 図5.3 国民的合意形成による政策決定プロセス 図5.4 東京電力の破綻処理(案) 図5.5 現行の原子力損害賠償の仕組み 図5.6 原子力発電関連施設等の廃止プロセス 表5.1 原子力発電の費用の考え方 図5.7 エネルギー転換のイメージ図 表5.2 日本の2国間原子力協力協定の現状 表5.3 原発輸出先の候補国と進捗状況	181 183 184 190 191 196 197 201 207 210
終章	表6.1 原子力複合体の主要構成メンバー 表6.2 原発の是非に関わる世論調査結果の事例 図6.1 事業システムの生み出す内部的効果と外部的効果の見え方 図6.2 科学的検討の場の分立・従属モデルと統合・自律モデル	212 214 216 218